

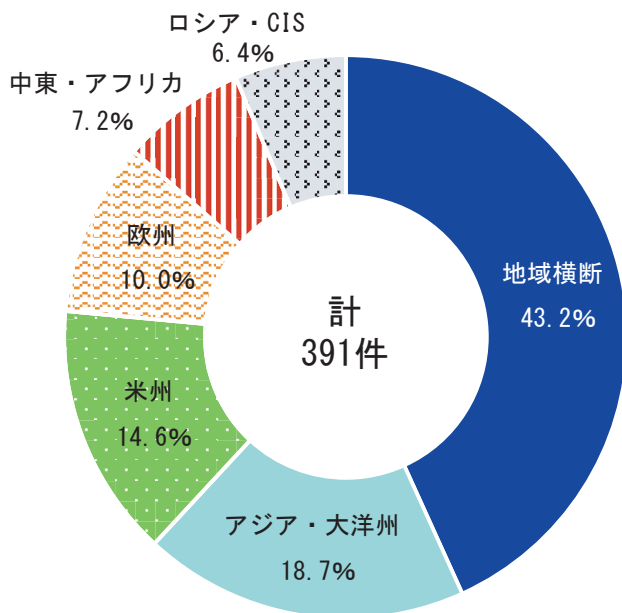
第3節 世界と日本のFTAの現状

(1) 世界のFTA概観

■アジアを中心に新規発効は堅調

ジェトロの調査によると、2023年6月30日時点の世界の発効済み自由貿易協定（FTA）件数⁴⁷は391件であった。地域別にみると、複数の地域をまたぐ地域横断の協定が最大の構成比（43.2%）を占める（図表Ⅲ-34）。単一地域におけるFTAとしては、アジア・大洋州（18.7%）や米州（14.6%）などが他地域と比べて、高い割合を示している。アジア・大洋州のうち、日本が締約国であるFTAは4.9%（19件）を占める。

図表Ⅲ-34 世界の発効済みFTA件数（地域別）



〔注〕地域はジェトロ区分に基づく。
〔出所〕ジェトロ「世界のFTAデータベース」

2022年以降に発効（部分的発効、新規加入を含む）したFTAは20件に上る（図表Ⅲ-35）。地域的な包括的経済連携（RCEP）（加入動向は本節（2）参照）を筆頭に、二国間では、中国がカンボジアやニカラグアと、韓国がイスラエルやカンボジア、インドネシアとのFTAを発効させた。韓国は、これらFTAにおいて、高い水準の関税撤廃を実現している（図表Ⅲ-36）。インドについても、RCEP交渉を離脱した一方、オーストラリアやアラブ首長

国連邦（UAE）とのFTAを発効。英国も、EU離脱の対応として、オーストラリア、ニュージーランドとのパートナーシップ協定を発効させている。2022年以降に開始された交渉17件のうち、英国（7件）、UAE（4件）、インド（2件）の3カ国が大半を占めることから、これら3カ国の積極的な姿勢がうかがえる。英国については、CPTPPへの加入交渉が2023年3月に実質的に妥結し、加入発効に向けた手続きが進んでいる（本節（2）参照）。なお、アフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA）は、国内批准済が46カ国・地域に増えた一方、各国が関税譲許表を提出しておらず、砂糖や衣料、自動車など一部の分野で原産地規則に係る交渉がまとまっていないため、実質的な運用開始

図表Ⅲ-35 2022年以降に発効したFTA

年	月	締結国・地域／協定名
2022	1	地域的な包括的経済連携（RCEP）
		中国・カンボジア
		台湾・ベリーズ
	4	東アフリカ共同体（EAC） ※コンゴ民主共和国加入
	5	UAE・インド
	6	インドネシア・モザンビーク
	7	イスラム諸国会議機構 特惠貿易制度（TPS-OIC）
		バングラデシュ・ブータン
	9	英国・ノルウェー・アイスランド ・リヒテンシュタイン ※アイスランド暫定適用開始
12	インド・オーストラリア	
	韓国・イスラエル 韓国・カンボジア	
2023	1	韓国・インドネシア
	3	パキスタン・ウズベキスタン
	4	UAE・イスラエル
	5	トルコ・ウズベキスタン
		英国・オーストラリア
		中国・ニカラグア
		英国・ニュージーランド
	6	アフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA） ※46カ国・地域が批准

〔出所〕同上

図表Ⅲ-36 韓国が発効させたFTAの関税交渉の結果

（単位：%、100万ドル）

相手国	相手国側 関税撤廃率		最恵国 待遇 （MFN） 税率 平均	対韓 輸入額	関税 支払 減少額	（参考） 韓国側 関税撤廃率	
	品目 ベース	金額 ベース				品目 ベース	金額 ベース
イスラエル	99.9	100.0	3.6	2,483	89	95.2	95.1
カンボジア	93.8	72.2	10.2	580	43	95.6	95.7
インドネシア	93.0	97.0	8.1	11,718	921	95.0	97.3

〔注〕①関税支払減少額については、（最恵国待遇〔MFN〕税率平均）×（対韓輸入額）×（相手国側関税撤廃率〔金額ベース〕）に基づく機械的試算、②対韓輸入額はカンボジアのみ2021年。その他は2022年。

〔出所〕韓国政府資料、WTO資料、Global Trade Atlasから作成

47 本資料における「自由貿易協定：FTA」は、物品貿易以外の幅広い対象分野をカバーする経済連携協定（EPA）のほか、物品貿易を主な対象とする関税同盟や特惠貿易協定を含む。なお、日米貿易協定はFTAに含めていない。

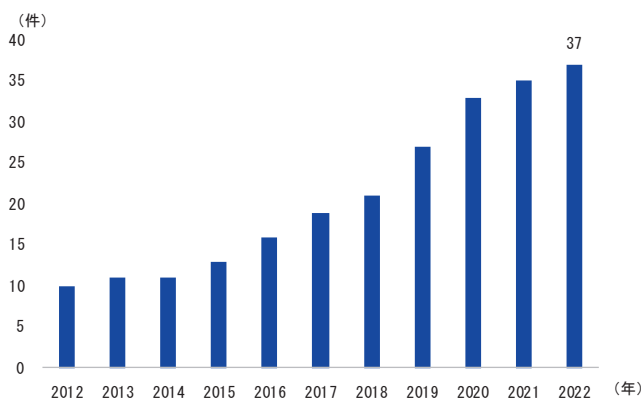
に至っていない。2022年7月からは8カ国⁴⁸による試験プログラムの運用が始動している。

■協定のアップグレードが活発なアジア

既存協定の改定（アップグレード）も進展した。日タイEPAは、原産地規則において、品目別規則（PSR）で適用されるHSコードを2017年版に更新。中国とニュージーランドとのFTAでも、関税撤廃（木材・紙製品）や原産地規則の改善のほか、電子商取引や環境と貿易、競争政策、政府調達などのルール分野を追加した改正協定が発効している。チリは、ブラジルやエクアドルとの貿易協定（ACE）の補完として、ルール分野を盛り込んだ協定を実現。さらに、EUとは環境やジェンダーなどの新しい章の追加、インドネシアとはサービス貿易に関する改定交渉で妥結している。

こうした改定の動きは、アジア大洋州地域で活発に起

図表Ⅲ-37 アジアにおけるFTA改定発効件数（累積）



【出所】アジア地域統合センター（ARIC）資料より作成

図表Ⅲ-38 アジアにおけるFTAの主な改定内容

分類	主なFTA
物品貿易 (原産地規則の柔軟化)	ASEAN物品貿易協定〔ATIGA〕(原産地自己証明制度の導入)
	ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド(原産地手続きの簡素化、原産地自己証明制度の導入)
サービス貿易 投資の自由化	日本・シンガポール(原産地規則の緩和〔付加価値基準：閾値60%を40%に引き下げ〕)
	ASEANが締結するFTA(日本、中国、インド、韓国、オーストラリア・ニュージーランド)、中国・香港、中国・マカオ、韓国・トルコ
新しいルール の導入	中国・シンガポール(電子商取引、環境、競争)
	中国・ニュージーランド(電子商取引、環境、競争、政府調達)
	中国・パキスタン(税関協力)

【出所】ARIC資料、ジェトロ「世界のFTAデータベース」より作成

きている。アジア開発銀行（ADB）傘下で同地域の技術支援を担うアジア地域統合センター（ARIC）によると、2022年までに発効したFTAの改定は37件に上る（図表Ⅲ-37）。改定を交渉・検討中のFTAは19件。改定の内容としては、ASEANを中心とした市場アクセスの改善のほか、中国によるルール分野の追加が行われている（図表Ⅲ-38）。

（2）主要FTAの動向

ここでは、CPTPPおよびRCEP参加国の発効状況、CPTPPの新規加入希望エコノミーの現状およびUSMCAの紛争解決メカニズムの活用について取り上げる。

■CPTPPは2018年に署名した11カ国全てで発効

2022年11月、マレーシアでCPTPPが発効した。発効後、国内の電子通関システムが適用開始の延期を通知し、運用開始に至らない状況が続いていたが、2022年12月末より、発効日の11月29日に遡って適用されることとなった。

2023年2月には、10カ国目となるチリで発効した。チリ外務省国際経済関係次官官房によると、チリの2022年のCPTPP参加国向け輸出額は輸出全体の14%、輸入額は輸入全体の8.6%を占める。チリは全てのCPTPP参加国との間に既存の2国間FTAあるいは地域貿易協定（RTA）が存在するが、チリ政府によるとCPTPP発効により、新たに2,930品目のチリ産品に対し、その他締約国の関税が撤廃・削減される。国別では、カナダが100品目、日本が1,052品目、ベトナムが1,115品目、マレーシアが663品目の関税を引き下げる⁴⁹。

2023年5月、ブルネイ財務経済省は、CPTPPの批准を寄託者であるニュージーランドに通報したことを発表した。「国内法上の手続きを完了した旨を書面により寄託者に通報した日の後60日で効力を生ずる」（CPTPP第3条2）ことから、2023年7月中旬に発効する。ブルネイ財務経済省は今回の発表の中で、CPTPPがブルネイとの間で発効する初めてのFTAであるカナダ、チリ、ペルー、メキシコとの貿易機会、さらには投資先としてのブルネイの魅力向上について言及した。米国のTPP離脱後、11カ国が2018年3月、CPTPPに署名し、同年12月に6カ国（オーストラリア、カナダ、日本、メキシコ、ニュージーランド、シンガポール）で発効した。ブルネイの発効により、11カ国すべての国での発効が完了することとなる。

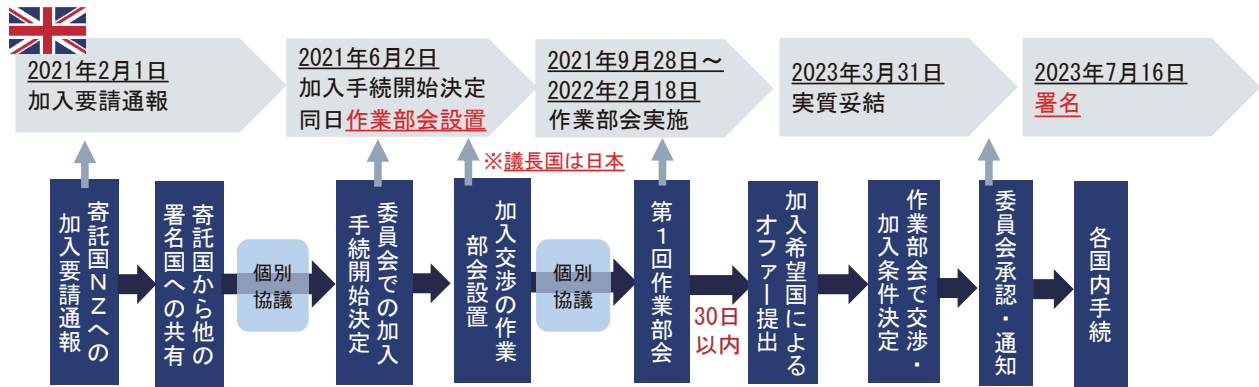
■英国のCPTPP加入は署名に至る

2021年2月、英国はCPTPP加入要請を通報。同年6月

48 カメルーン、エジプト、ガーナ、ケニア、モーリシャス、ルワンダ、タンザニア、チュニジア

49 ジェトロ「ビジネス短信」「チリでCPTPPが発効、日本は新たに1,052品目を関税撤廃・引き下げ対象に」（2023年2月28日）

図表Ⅲ-39 英国のCPTPP加入のプロセスの現状



【出所】英国政府発表およびCPTPP委員会決定2の附属書から作成

締結国の閣僚で構成されるTPP委員会が英国の加入手続きの開始を決定。2023年3月31日、交渉の実質的な妥結が発表され、同年7月16日に署名された（図表Ⅲ-39）。英国のリシ・スナク首相は、英国がCPTPP発足以来初の新規加入国となった歴史的な合意について、「英国が、EU離脱によって手にした自由な通商政策を通じて、英国全体の雇用と成長を促進していることを示すもの」と強調した。英国の加入により、CPTPPの市場規模は世界のGDPの15%を占めることになり、英国経済を長期的に18億ポンド（約2,970億円、1ポンド＝約165円）押し上げ、2019年と比較して8億ポンドの賃金上昇を実現すると予測した。英国からCPTPP締結国への輸出について、英国の主要輸出産品であるチーズや自動車を含む99%の関税が撤廃される見込み⁵⁰。今後締結国において手続きが行われ、2024年中の発効を目指す。

英国政府は、英国がCPTPPに加入する10の利点⁵¹を公表し、加入申請や加入希望を示している国が他にもあることから、今後も拡大する市場へのアクセスへの期待を寄せた。プレスリリースにおいても、CPTPP締結国を含むインド太平洋地域は、世界の人口の60%を占め、今後数十年の間に世界経済成長の大半（54%）を占め、世界の中間層消費者の約半分を占める地域であり、この地域との関係性の強化においてCPTPPの加入をゲートウェイとしていきたいとした。CPTPPは、英国とマレーシアおよび英国とブルネイ間では初めてのFTAとなる。マレーシア国際貿易産業省（MITI）のザフルル大臣はとりわけ、パーム油やココア、ゴム、電気・電子製品、化学製品な

ど広範な品目の関税を英国が撤廃することでマレーシアによる輸出拡大のチャンスになると述べた⁵²。

■ CPTPP加入申請をしているエコノミーは5つ

2021年9月に中国および台湾が加入申請を通報し、同年12月にエクアドルが申請した。2022年8月にはコスタリカ、同年12月にはウルグアイが加入申請をしている。今回加入の実質合意した英国が加入申請をしたのは、中国および台湾の約8カ月前である。加入に当たっては、同協定で規定されている高い水準の関税撤廃率、先進的な知的財産や電子商取引などのルールを適用しなければならない。締結国の多くは、中国と台湾の加入申請に対して、CPTPPの規律水準を満たすことが前提という点を強調しつつ、今後の見極めが必要との姿勢をとっている。

産油国であるエクアドルは、輸出の約4割を原油が占めており、輸出先としては米国、EUおよび中国が5割強を占める。CPTPPへの加入で、貿易の多角化を目指す。2021年5月に大統領に就任した、元銀行頭取のギジェルモ・ラッソ氏は就任演説で、「エクアドルは世界貿易への扉を開く」と宣言し、太平洋同盟への加入や主要貿易相手国とのFTA締結を進めていく考えを表明していた⁵³。

コスタリカ大統領府は2022年8月、ロドリゴ・アルベルト・チャベス・ロブレス大統領がCPTPPへの加入申請のための文書に署名したことを明らかにした。チャベス・ロブレス大統領は「パイナップル、コーヒー、医療機器、果物ジュース、牛肉などの輸出拡大が期待できるだけでなく、雇用創出や人的資源の開発にも寄与するだろう」と加入のメリットを強調した⁵⁴。

ウルグアイ大統領府は2022年12月、CPTPPへの加入を

50 ジェトロ「ビジネス短信」「英国、CPTPP加入の実質妥結を発表」（2023年3月31日）

51 英国ビジネス・通商省（DBT）CPTPP: top 10 benefits for the UK（2023年3月31日）

52 ジェトロ「ビジネス短信」「マレーシア、英国のCPTPP加盟を歓迎、パーム油など輸出の追い風に」（2023年4月4日）

53 ジェトロ「ビジネス短信」「エクアドルがCPTPP加盟を申請、貿易の多角化を目指す」（2022年1月11日）

54 ジェトロ「ビジネス短信」「コスタリカがCPTPPへの加入を正式表明、輸出拡大や雇用創出を目指す」（2022年8月15日）

正式に申請したと発表した。ウルグアイが正式な加入申請を行う前日、メルコスール執行機関はアルゼンチン、ブラジル、パラグアイ3カ国の連名で、ウルグアイが進める中国との2国間のFTA締結や、CPTPPへの加入を目指す動きを非難した。2000年に規定したメルコスール共同市場審議会（CMC）決議32/00では、「域外の第三国・地域との『関税譲許を目的とした通商協の交渉』は全加盟国で行う」と定めている。これに対して、ウルグアイ政府は、各加盟国で批准手続きが行われておらず発効していないため、個別の通商交渉は可能だと主張している⁵⁵。

2023年6月末の時点で、個別交渉を終え、CPTPPの加入手続きが正式に開始したエコノミーはまだない。

■ RCEP 協定は着実に発効が進む

RCEPは、人口22.7億人（2019年）、GDP25.8兆ドル（2019年）、貿易総額（輸出）5.5兆ドル（2019年）で、それぞれ世界全体の約3割を占め、日本の貿易総額のうち約5割を占める⁵⁶大型の経済連携協定であり、2022年1月に10カ国で発効して以来着実に発効が進んでいる。2023年1月にインドネシアについて発効。同年6月にはフィリピンで発効。これらの国への日本からの輸出に関するRCEP関税の新たなメリットとしては、農産品についてインドネシア向け牛肉（関税撤廃時期：即時または10年目）と醤油（10年目）の関税撤廃、工業製品では、インドネシア向け鉄鋼製品（ばねの一部など、10年目）の関税撤廃、フィリピン向け自動車部品の一部（20年目）の関税撤廃が挙げられる⁵⁷。

2023年1月1日から、RCEP各締結国は、HSコードを2022年版の統一システム（HS2022）に置き換えた品目別規則（PSR）に基づく運用を開始した。

■ USMCAのメカニズムの活用が盛んに行われている

2020年7月1日に北米自由貿易協定（NAFTA）の後継として発効した米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）は、発効から3年を迎えた。USMCAでは、紛争解決メカニズムの活用が目立つ。2023年1月に、USTRは乳製品の輸入に関するカナダの関税割当制度（TRQ）の運用が協定違反として、同案件で2回目の紛争解決パネル設置を要請。TRQ制度は、輸入国政府が特定の輸入品目について、一定量の輸入まで低税率を適用できる枠を設定し、それ以上の輸入については、より高い関税を課す制度で、その

制度自体は、WTOで認められている。本件では、カナダが維持する14種類の乳製品のTRQ枠の事業者への割当の分配の決定について、申請者の業種（加工業者、販売業者、さらなる加工業者）ごとに算定方式が異なっていて、これが結果的にカナダの加工業者を利することとなり、これが結果的にカナダの加工業者を利することとなり、米国の乳製品業者のカナダ市場へのアクセスを阻害していると指摘している。また、自動車原産地規則でいわゆるロールアップ方式を認めるかの解釈をめぐる紛争では、2023年1月に米国はメキシコとカナダに敗訴した。同年6月には米国が、遺伝子組み換えトウモロコシの使用を制限するメキシコの農業向けバイオ技術に関する規制について紛争解決協議を要請している。このように特定の国が一方的に紛争解決手段を多用しているわけではなく、互いに同手段を活用している。

労働分野の新しい紛争解決手段として、USMCAで活用が進むのが「事業者特定の迅速な労働問題対応メカニズム（RRM）」である。事業所単位で労働権侵害の有無を判定する制度で、違反が認められればUSMCAの特恵措置（関税を含む）の停止といった罰則が適用される。米国労働省によると、USMCAは米国が締結する貿易協定のうちもっとも強力な労働条項を持つ。

USTRは、USMCA発効以降、RRMによる手続きを積極的に活用しており、2023年6月末時点で、11件の事例がある（うち6件は解決済み）。ここでは、2023年以降に米国が要請したRRM事案をまとめた（図表Ⅲ-40）。実際、メキシコ政府の積極的な協力を受けて、そのほとんどが短時間で問題解決に至っている。これまでRRM手続きの多くは、メキシコ内の自動車関連工場での労働権侵害の疑いに基づくものであったが、2023年6月には、自動車関連工場以外で初めて衣服メーカー、続いて鉱山でRRMが適用された。

また、2023年6月には、2回目のUSMCA労働評議会がメキシコ・シティで開催され、職場での暴力や差別に対する政策等について議論された他、市民社会や労働者などと意見交換するパブリックセッションも実施された。

米国は、積極的にUSMCAのRRMを活用しており、他の国際枠組みにも広がっていくのが注目される。

（3）日本企業のFTA活用動向と課題

■ カバー率向上に伴い、利用拡大を見込む

2022年の貿易統計（財務省）によると、日本のFTAカバー率は63.8%に上る（図表Ⅲ-41）⁵⁸。2022年1月に

55 ジェトロ「ビジネス短信」「ブラジルとウルグアイ、メルコスール中国FTAを見据えた作業部会設置を発表」（2023年1月27日）

56 外務省「RCEP協定概要」

57 外務省「RCEP協定に関するファクトシート」

58 経済産業省「通商白書2023」では、日本の発効済のFTA等カバー率は77%と報告されている。これには米国（日米貿易協定）を含む。本統計でも、米国を含むカバー率は77.7%に達する。

図表Ⅲ-40 2023年以降に米国が要請したRRM事案（2023年6月末時点）

企業・工場	業種	提訴者	内容	結果
マニファクトゥラスVU (本社：米国ミシガン州、当該案件工場：メキシコ北部コアウイラ州ビエドラス・ネグラス市)	自動車部品メーカー	メキシコ労働総同盟 (La Liga Sindical Obrera Mexicana)、労働者国境委員会 (Comite Fronterizo de Obreras)	2022年に一度調査が要請されており、2022年9月には問題が解決していた。しかし、再び同社工場で働く労働者の集会・結社の自由と団体交渉の権利が侵害された疑いが持ち上がったため、2023年1月2日目の手続き開始。	メキシコ政府は、労働者の結社の自由と団体交渉権を阻害することを目的に事業所内で企業側の深刻な不正行為と決定的関与があったことを特定したと結論付けた。 米国通商代表部 (USTR) は2023年3月31日、メキシコ政府と改善策で合意したと公表した。当社が結社の自由と団体交渉権の尊重や自由な労働組合活動への不介入の保証、権利を侵害した職員への懲罰などを含んだ誓約書を書面で公開するとともに、4月10日までに全ての従業員にこれを配布し、施設内の目立つ場所に掲示しなければならないとしている。そのほか、米国本社 (ミシガン州) の幹部が4月21日までに同施設を訪問し、両政府職員と労働組合代表者の立ち合いの下、同誓約書の内容を全ての従業員に周知することや、メキシコ政府が行うあらゆる査察に協力し、労働権侵害の疑いがあった場合に必要な改善措置を取ることなどを含む。
ユニーク・ファブリケーション (本社：米国ミシガン州、当該案件工場：メキシコ中北部ケレタロ州)	自動車部品メーカー	メキシコの労働組合 “Ángel Castillo Reséndiz”	2023年3月、集会・結社の自由と団体交渉の権利が侵害されている旨の提訴。	2023年4月24日解決済み。 メキシコ政府は調査と並行して、疑いのあった施設における管理職層と従業員層に対する研修や、企業側が中立性を維持し従業員が加入する労組を自由に選択できる権利を認める声明発行の補助、代表労組を決める投票の監視など、問題解決のために多くの措置を取ったとした。さらに企業側は、新たな労組との間で、施設へのアクセスについて既存の労組と同等の条件を約束する協定を締結したとしている。USTRのキャサリン・タイ代表は「問題を迅速に解決するためのメキシコ政府と企業側の努力を称賛する」との声明を出している。また、タイ代表は、メキシコ政府への事実確認要請と同時に停止していた、ユニーク・ファブリケーションからの輸入に関する関税の清算を再開するよう財務長官に要請した。
グッドイヤー (本社：米国オハイオ州、当該案件工場：メキシコ中部サン・ルイス・ポトシ)	タイヤメーカー	メキシコ労働総同盟 (La Liga Sindical Obrera Mexicana)	ゴム製造業分野に適用される労働協約に違反して、当該工場と同協約より劣る内容の労働協約が締結されたことを理由に提訴。	2023年5月22日、USTRがメキシコ政府に事実確認を要請。 メキシコが調査中
ドラクストン (当該案件工場：メキシコ中部グアナファト州イラブアト市)	自動車部品メーカー	米国政府	当該工場で新たな労働組合を組成する試みがあったところ、それを妨害する動きや代表者が脅迫や暴力を受けたとの情報を入手したことが発端。	2023年5月31日、USTRがメキシコ政府に事実確認を要請。労働組合からの提訴に基づかず、米国政府が独自に発動。 手続き進行中
インダストリアス・デル・インテリア (INISA) (当該案件工場：メキシコ中部アグアスカリエンテス州)	衣服メーカー	当該工場内の組合を含めたメキシコ内の労働組合	当該工場で、雇用者側が提案した労働協約の改定を受諾するよう従業員に対して強制行為があったほか、組合活動への干渉などがあったとされている。	2023年6月12日、USTRがメキシコ政府に事実確認を要請。 手続き進行中
グルボ・メヒコ子会社インダストリアル・ミネラ・メキシコサンマルティン鉱山 (メキシコ中部サステカス州)	鉱山	メキシコ全国鉱夫・冶金・鉄鋼労働組合 (SNTMSSRM)、全米労働総同盟・産業別組合 (AFL-CIO)、全米鉄鋼労働組合 (USW)	鉱山を所有する企業がストライキを継続する労働者の代わりとなる労働者の雇用を行う、SNTMSSRMが当該鉱山を代表する労組であるにもかかわらず一部の労働者と団体交渉を行ったなど、労働者の結社の自由と団体交渉の権利の行使を侵害。	2023年6月16日、USTRがメキシコ政府に事実確認を要請。 手続き進行中

〔出所〕 ジェトロビジネス短信およびUSTR、米国労働省資料より作成

図表Ⅲ-41 日本の貿易構造および発効済のFTA等（2022年）

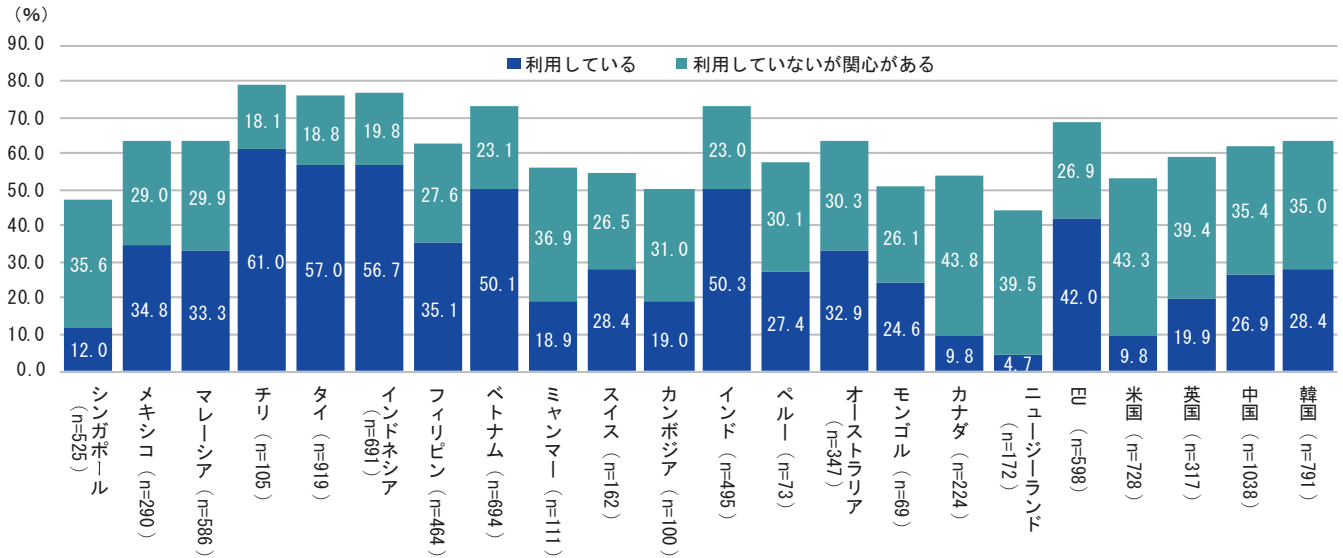
(単位：%)

品別	世界 (100万ドル)	発効済																			
		計	ASEAN	オーストラリア	インド	モンゴル	スイス	メキシコ	ペルー	チリ	CPTPP			EU	英国	(参考) 米国	RCEP		(参考) 合計 (米含まず)		
											カナダ	NZ	中国				韓国				
輸出	輸送機器	146,691	44.3	8.7	6.1	0.5	0.3	0.2	2.0	0.5	0.2	16.3	3.0	1.2	10.6	1.9	29.9	25.1	8.5	0.6	74.2
	一般機械	141,972	61.0	13.2	1.3	1.7	0.0	0.1	1.4	0.1	0.1	9.6	0.8	0.3	11.6	1.5	24.1	43.5	21.8	6.9	85.1
	電気機器	113,393	64.0	19.3	0.3	1.4	0.0	0.1	1.5	0.0	0.0	13.4	0.7	0.0	8.2	1.0	13.6	51.1	24.6	6.9	77.6
	化学品	107,367	70.0	14.4	1.1	4.1	0.0	1.3	0.7	0.3	0.1	9.5	0.5	0.1	10.0	1.1	14.3	51.9	26.2	10.1	84.3
	鉄鋼	44,498	75.4	29.8	0.5	3.2	0.0	0.0	4.4	0.3	0.3	15.4	0.6	0.1	5.3	0.3	7.3	60.9	14.9	15.6	82.8
	輸出総額	746,920	61.6	15.8	2.2	1.9	0.1	0.6	1.5	0.3	0.1	13.3	1.2	0.4	9.5	1.5	18.5	45.1	19.4	7.3	80.1
輸入	鉱物性燃料	253,061	42.5	10.0	27.0	0.2	0.0	0.0	0.2	0.0	0.4	35.2	1.9	0.0	0.3	0.0	5.8	39.5	0.6	2.0	48.3
	機械機器	248,688	77.6	17.4	0.1	0.6	0.0	1.4	1.3	0.0	0.0	10.4	0.4	0.0	11.4	1.4	10.7	61.1	39.7	3.9	88.3
	化学品	113,086	75.6	12.8	0.4	1.4	0.0	3.1	0.2	0.5	0.0	8.6	1.2	0.3	28.2	1.4	17.3	39.3	19.4	6.4	92.9
	食料品類	72,689	62.8	14.1	6.2	1.0	0.0	0.5	1.8	2.7	0.5	22.0	4.4	2.2	13.3	0.8	20.0	37.8	11.9	3.4	82.7
	繊維製品	29,754	93.0	28.5	0.0	1.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	16.2	0.1	0.0	4.2	0.2	0.5	87.3	58.5	0.3	93.5
	輸入総額	897,242	65.7	15.0	9.8	0.7	0.0	0.9	0.7	0.9	0.3	21.1	1.8	0.3	9.7	0.8	9.9	49.9	21.0	3.7	75.6
往復貿易	1,644,162	63.8	15.4	6.3	1.2	0.0	0.7	1.1	0.6	0.2	17.6	1.5	0.4	9.6	1.1	13.8	47.7	20.3	5.3	77.7	

〔注〕 米国との協定は物品貿易協定。

〔出所〕 「貿易統計」(財務省) から作成

図表Ⅲ-42 相手国・地域別FTA利用率



〔注〕①nは、2020年度以降、それぞれのFTA等相手国・地域向けに自社で直接輸出を行っている社数、②左から発効年が古い順（複数の協定が併存する場合は、そのうち最も発効が早い協定の発効年の順）。ただし、n>40の国・地域。③米国については、他のFTAとは異なる物品貿易協定。④利用率を計算する際の母数には、一般関税が無税またはFTA以外の関税減免措置を利用している企業も含まれる。

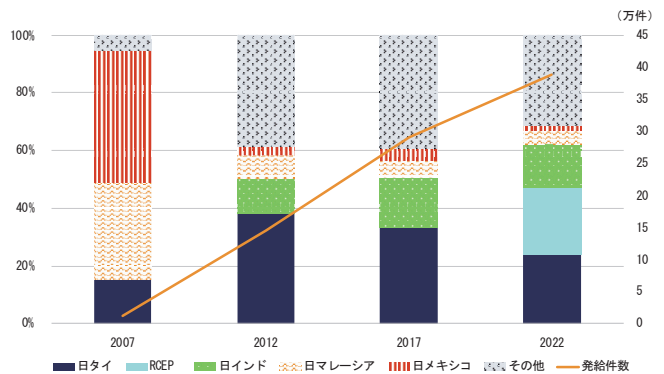
〔出所〕ジェトロ「輸出に関するFTAアンケート調査(2022年度)」(2023年4月)

RCEPが発効したことにより、日本の往復貿易ベースの構成比が高い中国(20.3%)や韓国(5.3%)が加わったことが、カバー率を大きく押し上げた。品目別にみると、輸出側では、鉄鋼(75.4%)や化学品(70%)といった品目のカバー率が高い。鉄鋼や化学品はASEANや中国、韓国、EUで高い割合を示す。輸入側でも、繊維製品(93%)や機械機器(77.6%)の多くがカバーされている。これらについても、ASEANや中国を含むRCEPにおける割合が高くなっている。

ジェトロの「輸出に関するFTAアンケート調査(2022年度)」によると、アンケートに回答した日本企業において、FTA締結国に輸出を行っている企業のうち、いずれかの輸出でFTAを利用している割合は62.4%に達した。前回の2020年度調査と比べると、13.8%ポイントの大幅増を記録した。業種別には、自動車・同部品/その他輸送機器や精密機器、飲食料品で全体平均を上回る20ポイント以上の伸びがみられた。協定別にみると、チリとタイ、インドネシア、ベトナム、インド向けの輸出でFTAを利用している割合(以下、利用率)は5割を超える(図表Ⅲ-42)。対EU輸出においても、利用率は4割を超える。RCEPを通じて、日本と初めてFTAを締結するに至った中国や韓国についても、調査時点で発効から1年に満たない中、利用率は3割近くに上る。FTAを利用していない企業の間でも、それぞれの輸出においてFTAの利用に関心を寄せる割合は高い。CPTPPが日本との初のFTAであるカナダやニュージーランドのほか、米国、英国向け輸出でも約4割の企業が活用に関心を示している。

日本からの輸出におけるFTAの活用については、第三者証明制度に基づくFTAの特定原産地証明書の発給件数から、一定の動向が把握できる。2022年の発給件数は約38万7,467件に上る(図表Ⅲ-43)。協定別には、日タイEPA(9万3,459件)が最多となり、発効初年のRCEP(8万9,956件)が続く。RCEPについては、関税撤廃・削減が年々段階的に行われ、特惠関税メリットが拡大していくことから、利用増が見込まれる。

図表Ⅲ-43 特定原産地証明書の発給状況



〔注〕①日本商工会議所による発給件数に限る。②2022年の発給件数の多い5協定を個別に示し、「その他」はそれ以外を含む。

〔出所〕経済産業省資料から作成

日本の輸入時のFTA活用実績については、財務省がFTAの優遇税率の適用を受けた輸入額(以下、利用額)を公表している(図表Ⅲ-44)。2022年において、最も利用額が大きいののは、発効1年目のRCEPである。年間利用額は4兆円を超えた。国別では、中国がその大半を占める。次

図表Ⅲ-44 日本の輸入におけるFTA利用実績（2022年）

（単位：億円、％）

日本の既存協定	FTA利用	輸入全体	利用率	主要品目
	(A)	(B)	(B)/(A)	
RCEP	40,861	589,672	6.9	Tシャツ、セーターまたは女性用衣類など（中国、ベトナム）
うち中国	36,107	248,434	14.5	靴類（中国、ベトナム）、その他プラスチック製品（中国、韓国）
日EU/EPA	23,766	113,917	20.9	加熱式たばこ（イタリア、ギリシャ）、豚肉（スペイン） 木材（スウェーデン）、ワイン（フランス、イタリア）
日ASEAN・EPA	12,578	177,013	7.1	合板（マレーシア、インドネシア）、セーターなどの衣類（ベトナム）、革製の履物（ベトナム）、靴類（ベトナム、カンボジア）
CPTPP	11,741	249,383	4.7	豚肉（カナダ、メキシコ）、牛肉（オーストラリア） 木材（カナダ）、その他果物（ニュージーランド）
日タイEPA	9,070	35,024	25.9	くず肉（生鮮・冷凍・加工）、エチレン重合体 特定のプラスチック樹脂および製品、甲殻類

（注）①EPA利用額が大きい上位5協定、②最恵国待遇（MFN）無税品目の輸入はEPA利用に含まない
（出所）「経済連携協定別時系列表」「貿易統計」（いずれも財務省）から作成

いで、日EU・EPA（2兆3,766億円）、日ASEAN・EPA（1兆2,578億円）、CPTPP（1兆1,741億円）と多国間EPAが入る中、日タイEPAが二国間EPAとしては最大の9,070億円を記録している。日タイEPAは輸入全体における利用額の割合が25.9%と、他のメガEPAと比べて高く、日本の輸入者において利用が浸透していることがうかがえる。

品目別にみると、繊維製品や肉類などの飲食料品、木材が主要な利用品目となっている。RCEPでは、中国やベトナムからの輸入において、衣類や靴類での利用が活発である。日EU・EPAでは、イタリアから輸入される加熱式たばこの利用が目立つほか、スペイン産の豚肉やスウェーデン産の木材、フランス産ワインといった輸入相手国で品目の特徴が出ている。日ASEAN・EPAやCPTPPにおいても、主要品目ごとに主な輸入相手国は異なる。日タイEPAについては、肉類や甲殻類などの食料品に加えて、プラスチック関連を含む化学品での利用も多い。

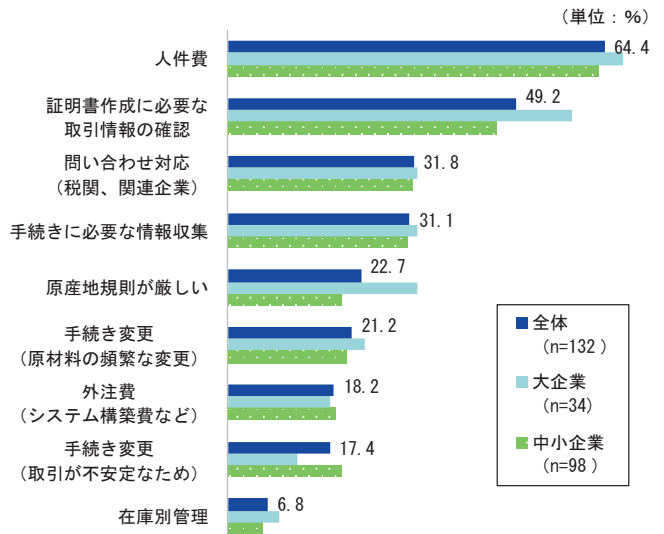
■利用コスト低減に向けた取り組みが進展

FTAの利用は広がりを見せる一方、さらなる利用促進に向けては課題がある。前出のジェトロのアンケート調査によると、回答企業のうちFTAを利用していない企業は29.8%（496社）に上る。この未利用企業には、FTAを使わなくとも、一般関税が無税またはFTA以外の関税減免制度を利用しているケースを含む。よって、これら企業の全てがFTAを利用すべきということではない一方、一部は利用する余地があるにも関わらず利用していないといえる。FTAを活用していない企業の約5割（48.6%）が日本と輸出先との間でFTAが「結ばれているかわからない」と回答している。この割合は、大企業（36.1%）に比べて、中小企業（47.7%）の方が高い。さらに、未利用企業について、利用を前提に社内でFTAのメリットおよびデメリットを検討したかを尋ねたところ、検討したとの回答比率は19.6%と少数であった。8割強の未利

用企業が、そもそもの検討に至っていないことになる。

企業がFTAを利用しない理由について、利用に掛かるコストが大きいと感じることが挙げられる。手続きの確認や関連書類の作成に必要な人件費や、原産地証明書作成に必要な取引情報（サプライヤー宣誓書の入手を含む）の確認に必要なコスト、税関や関係企業からの問い合わせ対応コストを課題に挙げる声が多い（図表Ⅲ-45）。実際の企業のコメントからは、「FTAが活用できる場面であっても、登録、証明、申告する手間とコストが多過ぎるため、利用したくても手を掛けられない」（電気機械）、「商品点数が多く、調査が困難または不可能」（金属製品）、「原産品判定の手続きが手間と感ずるため。輸入側が要求しなければ積極的に判定依頼はしない」（窯業・土石）、といった声が聞かれる。

図表Ⅲ-45 「(FTAの利用)コストが大きい」と感じた理由（複数回答）



【出所】ジェトロ「輸出に関するFTAアンケート調査（2022年度）」（2023年4月）

こうした企業の意見を踏まえ、FTAの利用コストを低減しようとする取り組みが進展している。日本政府が積極的に推進しているものとして、原産地証明書の電子化がある。2023年4月には、インド向け（日インドEPA）およびマレーシア向け（日マレーシアEPAおよび日ASEAN・EPA）の原産地証明書の電子化が発表された。第三者証明制度に基づく証明書の発給にあたって、これまでは指定発給機関（日本商工会議所、以下「日商」）が専用紙で作成し、対面による受け取りを必要としていたが、電子化に伴い、全てPDFファイル形式による発給に切り替わっている。輸入国税関で申告する際にPDFファイルを印刷して提出するケースはあるものの、日商からの専用紙の受け取りや、日本からの証明書の郵送に関わる時間やコストは削減される。さらに同年6月には、インドネシア向け（日インドネシアEPA）の原産地証明書について、データ交換の本格的な運用が開始された。試験運用を経て、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）で受信した証明書のデータ（e-CO）を電子上で提出することが可能となり、輸入国税関で証明書を対面で提示する必要がなくなった。こうした電子化は、タイ向け（日タイEPA）を含めると4カ国目となる。電子化を求める日本企業の声は多く、FTAの利用促進につながることを期待される（図表Ⅲ-46）。

デジタル・プラットフォームの構築を進めている。ジェトロにおいても、FTAの根拠書類や原産地証明書類、一般的な貿易書類の作成を支援するため、「原産地証明ナビ」を提供するとともに、利用促進に向けて企業経営層や事業責任者を主な対象とする説明会を実施している。

図表Ⅲ-46 日本企業の原産地証明書の電子化への期待

PDF化
PDF化によって、現地に船積書類を送る際の紛失リスクが軽減される。書類到着よりも、船の到着が早くなる場合（日本から近い国に輸出する場合など）、PDFであればスムーズに輸入通関をすることが可能。また、原本送付の手間とコストが削減できる（飲食料品）
電子化により、原本送付が不要となれば、作業面、費用面の観点からメリットが大きく、期待が大きくなる。RCEPの活用に向けて、原本発行、原本の現地発送の前提で調査したところ、費用対効果が小さく、利用を見送った。実際には、PDFで対応可能であることがわかったので、再度検討したい（自動車部品）
データ交換
二国間のみのシステムが複数に跨るのは不便なため、多国間共通のシステムを開発・導入頂きたい（自動車）
日商から輸入国税関に直接データを送付するシステムの採用・導入も今後推進いただきたい（自動車）
現在、入金してから原本が届くまで時間が掛かりすぎるため、データ交換が進むと、FTAを利用する機会も増えるかもしれない（商社・卸売）
要望など
現地税関担当者が理解してくれない場合、英文レターなど説明できるものがあれば良い（一般機械）
まずはPDF化から始め、運用面で問題が無ければデータ交換に移行したほうが、輸出入者双方も安心できると思う（商社・卸売）

〔出所〕 同上

日本政府による取り組みとしては、経済産業省が2022年7月に10業種の業界団体・企業などと「EPA活用推進会議」を設置。業界ごとの利用マニュアルや書類フォーマットの作成に加えて、民間事業者と連携しながらのデ